

資料：大阪府警

【主な施策】

(1) 防災対策の強化

① 地区防災計画に基づく主体的な取組の推進

- 平成26年度に全地域の地域活動協議会が策定し、令和3年度に更新した「地区防災計画」(防災マニュアル)に基づく地域主体の取組を、各地域の実情に即して支援し、自主防災力を強化します。
- 区民一人ひとりが一時的または緊急に避難・退避する施設（津波避難ビル等）を決め、津波による死者は一人も出さないための取組をめざします。
- そのために、「地区防災計画」(防災マニュアル)に基づく地域主体の防災学習会や避難所開設訓練等を引き続き支援するとともに、地域間の連携を促進し、必要に応じて小学校区を越えた地域での津波避難計画の作成や、中学校下での避難所開設訓練等についての支援を行います。
- 港区内のマンション住民に向けて、災害に合わせた対応についてホームページなどを活用して広報するなど、マンション防災の取組みを進めます。



- #### ② 災害時避難行動要支援者対策の推進
- 各地域において災害時避難行動要支援者^(*1)の避難支援が円滑に進むよう、

※見守りマッピング活動を推進し、要支援者の情報の収集・管理に関するルールや、対象者及び個別支援内容を定める「避難行動要支援者支援計画」の作成を支援します。

※見守りマッピング：日頃、地域の見守り活動を担っている人たちと地域の防災を担っている人たちが集まる場を設けて、地域ごとの高齢者や障がい者および気になる人を、住宅地図上にしるしを付けながら、要支援者の状況の共有を行い、地域別に安否確認の担当グループを決めて行く取組み。

- ・「避難行動要支援者支援計画」を作成するなど要支援者支援の基盤が整った地域の自主防災組織から要請があった場合には、本市が有する要支援者の必要な情報を本人の同意を得て提供します。

③ 区災害対策本部と地域本部等との迅速・的確な情報連絡体制の確立

- ・避難所開設訓練等において、港区が独自で配備したIP無線機やデジタル簡易無線機等を活用した情報伝達訓練を行うことにより、地域と港区災害対策本部との情報連絡体制をより強固なものとします。
- ・各避難所内での情報連絡体制を強化するため、特定省電力無線機を配備し、避難所内における情報連絡が円滑に行われるよう支援します。

④ 防災意識の継続的な啓発

- ・「自分の命は自分で守る（自助）」「自分たちのまちは自分たちで守る（共助）」という区民の防災意識の啓発を強化します。また、防災に関する基本的な情報に加え、津波避難ビル、災害時避難所等の場所を掲載した区広報紙を毎年作成します。

⑤ 新型コロナウイルスをはじめとした感染症対策

- ・新型コロナウイルス感染症が流行している状況下において、自宅で安全が確保できる場合の「在宅避難」や安全な親戚・知人宅に避難する「分散避難」などを推進し、避難所における感染拡大防止を図ります。
港区各地域に対し、港区避難所開設・運営マニュアル（新型コロナ禍版）に基づいた避難所開設訓練等を支援し、災害時避難所における感染拡大防止に取組みます。

■成果目標

	平成27年度 実績値	令和2年度 実績値	令和4年度
区民モニターアンケートにおいて「自分の避難場所を決めている」と回答した割合	59.4%	73.0%	80%以上
津波来襲時想定避難人口を上回る避難場所の確保	昼夜間ともに達成 7地域	地域間連携による 避難計画を含めて、全地域で達成	地域間連携による 避難計画を含めて、全地域で達成
区民モニターアンケートにおいて「災害時に地域で助け合うことができると思う」と答えた割合	50.0%	56.7%	70%以上

(2) 防犯対策の強化

① 警察と連携した犯罪発生状況の分析に基づく臨機かつ機動的な防犯対策の強化

- ・ 警察と連携し、犯罪発生状況を分析して犯罪抑止に繋がる情報を迅速に発信します。また、発生状況を踏まえた防犯パトロールなど臨機かつ機動的な防犯対策を実施するとともに、犯罪行為を抑止する防犯カメラの設置を進めます。

② 各地域の防犯行動計画に基づく自主防犯活動の支援

- ・ 平成26年度に全地域の地域活動協議会が策定した「防犯行動計画」の毎年度の更新と、当該計画に基づく各地域の団体やグループによる防犯パトロールなどの自主防犯活動を支援します。

③ 子どもを犯罪から守る取組の強化

- ・ 学校、保護者、地域、関係機関等と連携し、子どもの安全に関わる危機管理情報の迅速な伝達を図るとともに、登下校時や放課後における子どもの安全確保や犯罪から子どもを守る取組を強化します。
- ・ 学校、P T A、地域等と連携して、「こども 110 番の家」事業の協力家庭・事業所を増やすとともに、子どもたちがいざという時に確実に利用できるよう、「こども 110 番の家」の場所を子どもに認識させる取組を進めます。
- ・ 子どもを犯罪から守るため、通学路や公園等への防犯カメラを設置しています。

④ 警察等と連携した区民への防犯知識の普及・啓発の強化

- ・ 警察等と連携し、犯罪抑止につながる情報を全小学校区に開設している「地域安全センター」等を通じて発信するとともに、広報紙やホームページを活用して、区民への防犯知識の普及・啓発を強化します。

■成果目標

	平成 27 年 実績値	平成 30 年 ()は実績値	令和元年 ()は実績値	令和 2 年 ()は実績値	令和 4 年
区内の該当犯罪発生件数	568 件	550 件以下 (432 件)	550 件以下 (450 件)	前年以下 (282 件)	前年以下
区内の子どもの声かけ事案 発生件数 (安まちメール受信件数)	9 件	5 件以下 (12 件)	5 件以下 (7 件)	5 件以下 (3 件)	5 件以下

(3) 歩行や移動の安全性の確保

① 自転車利用マナーの向上

- ・ 地域住民や関係団体と協働して放置自転車に対する啓発活動を行います。
- ・ 歩行空間の確保やまちの美観の観点から、地域や関係局と連携し、放置自転車禁止区域において、効果的な放置自転車対策を行います。
- ・ 広報紙、ホームページにより自転車利用マナーの普及・啓発活動を行います。



放置自転車に対する啓発活動



小学校での自転車講習会

② 交通事故防止啓発の推進

- ・ 自転車による交通事故を防止するため、警察と連携して、小学生や大人等を対象とした自転車講習会を実施するなど、歩行者も含めた交通ルールの周知徹底を行います。

③ バリアフリーの推進

- ・ 交通バリアフリーの実現に向けた継続的な取組を進めるため「大阪市弁天町地区交通バリアフリー基本構想」の着実な推進に努めます。なお、弁天町駅前交差点地下道のエレベーター設置（令和7年予定）までの暫定的措置として、車いす利用者が地下鉄弁天町駅ホームを利用して国道43号を横断できるよう支援します。

■成果目標

	平成27年度 実績値	平成30年度 ()は実績値	令和元年度 ()は実績値	令和2年度 ()は実績値	令和4年度
放置自転車等禁止区域 (弁天町・朝潮橋駅周辺) の放置自転車台数※	946台 (H28.2)	910台以下 (404台)	900台以下 (596台)	前年度以下 (554台)	前年度以下
港区内全域の放置自転車台数	11,191台	10,300台以下 (2,882台)	10,000台以下 (2,826台)	前年度以下 (2,253台)	前年度以下

	平成 27 年 実績値	平成 30 年 ()は実績値	令和元年 ()は実績値	令和 2 年 ()は実績値	令和 4 年
区内の自転車事故発生 件数	117 件	105 件以下 (105 件)	100 件以下 (86 件)	100 件以下 (82 件)	90 件以下

※ 実績値については、平成 30 年度までは 2 月に実施、令和元年度からは 11 月に実施

(4) 生活環境の向上と改善

① 国道43号の沿道環境の改善に向けた取組の推進

- ・ 関係機関等と連携し、国道43号の沿道環境の改善に向けて、公共交通機関の利用促進など、環境に配慮した取組を進めます。

② 花と緑を育てる活動やまちの美化を促進

- ・ 花と緑があふれる潤いのある美しいまちづくりをめざして、種から育てた花を自分たちのまちに植える活動や美化活動など、区民のまちを美しくする自主的な活動を促進します。
- ・

③ 空家等対策における適切な対応

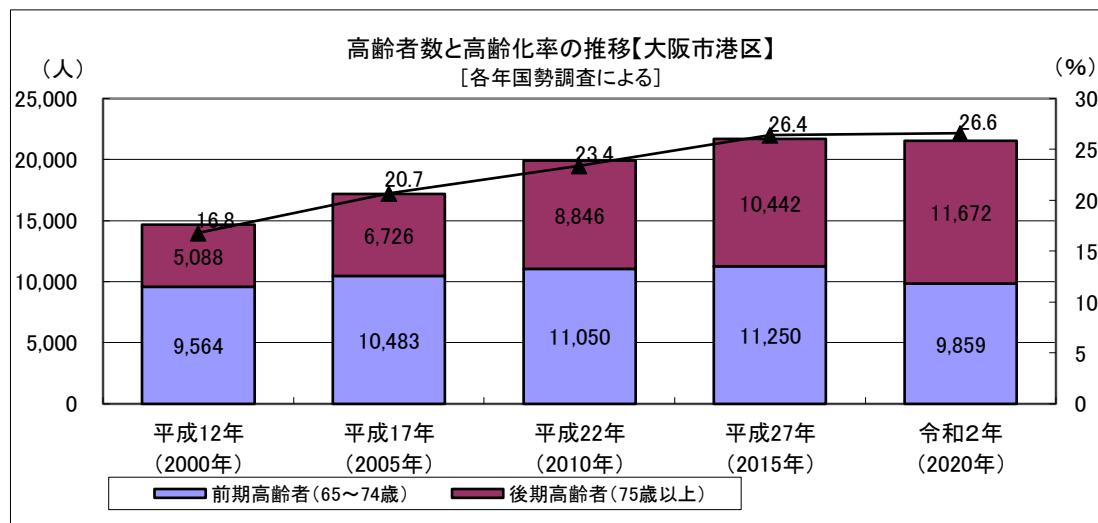
- ・ 空家の調査等を実施し、空家所有者等に対して保安上危険な空家に対する指導・勧告を行うとともに、空家の適切な維持管理に関する相談対応や情報提供等、空家の有効活用につながる啓発等を実施します。

災害時避難行動要支援者^(*1)：大地震や風水害などの災害が起きた時、自力で避難することが難しく、避難するには支援が必要な方

3 健やかにいきいきと暮らせるまちづくり

【現状と課題】

- だれもが安心して自分らしく住みなれた地域で暮らしていくためには、住民や行政をはじめ、地域団体や市民、NPO、商店街や企業などの多様な主体が力をあわせて生活をともに楽しみともに支えあう地域をつくりあげていく必要があります。
- 港区では、平成25年3月に「港区地域福祉計画」を策定、平成26年3月までには、全地域で「地域福祉活動計画」が策定され、平成31年4月には第2期「地域福祉活動計画」が策定されました。
- 区として推進する「港区地域福祉計画」を「横糸」に、各地域の「地域福祉活動計画」を「縦糸」に、横糸と縦糸の交わるネットワークを形成することで、「公私協働」による地域福祉力の向上を図り、各地域の特色を活かしながら多様な福祉ニーズに対応できる地域社会づくりをめざしています。
- 一方で、港区の平成27年の高齢化率は26.4%（令和2年10月1日現在26.6%）と年々増加し、特に後期高齢者の増加が顕著になるとともに、社会経済状況の変化に伴って、経済的困窮、社会的孤立、虐待の増加など福祉課題のさらなる増大、複雑・深刻化が進んでいます。



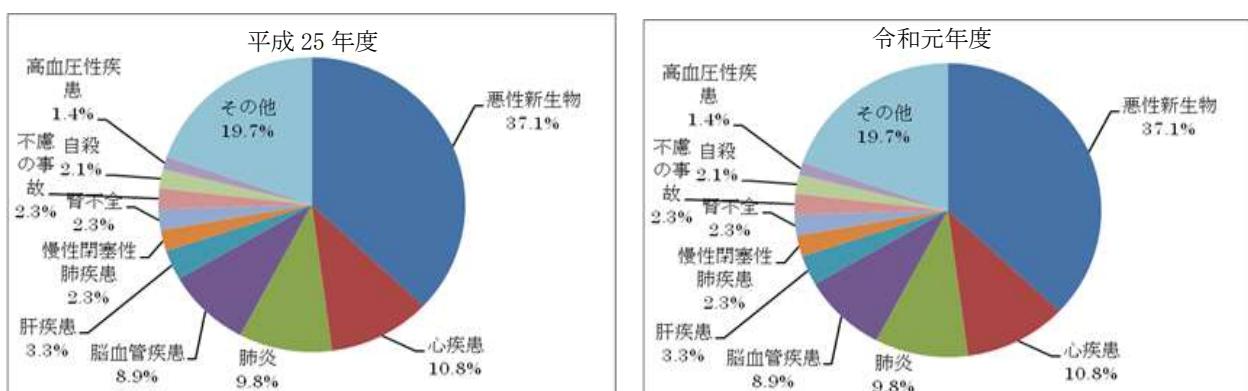
- さまざまな生活課題を抱えた高齢者など、支援の必要な人に対する地域における相談対応や見守り体制づくり、緊急時の一時的な援助、関係機関と連携した福祉制度へのつなぎなど地域福祉の仕組みづくりが極めて重要になっています。
- また、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることが

できるように、介護だけでなく、医療や予防、生活支援、住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が重要な課題となっています。

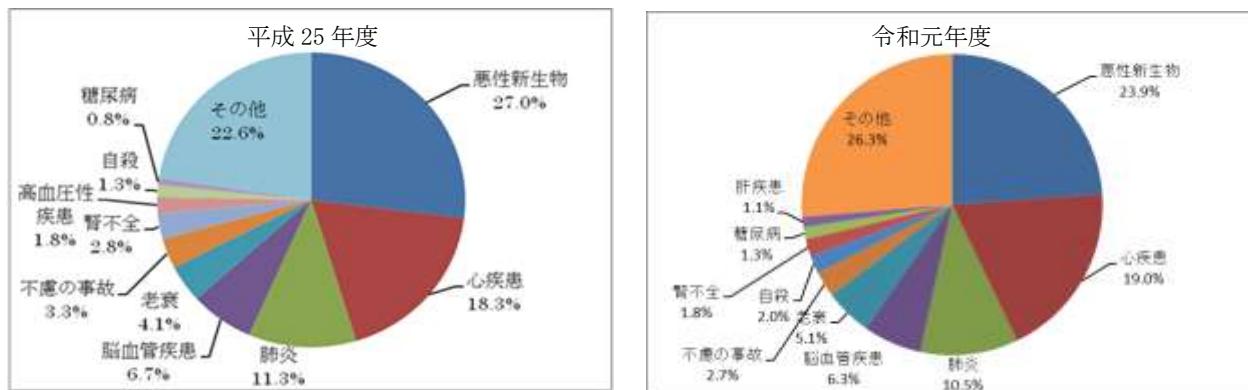
- 区内の障がい者手帳所持者数は、ここ数年増加傾向にあります。障がい者の自立と社会参加を一層推し進めるためには、施設中心の支援から、地域生活の中での自然な交流を通じた、障がいのある人ない人の相互理解をより深めることが重要です。
- 港区はがんによる死亡が最も多く、平成30年における区民の健康寿命は男性では77.12歳（平成28年76.8歳）、女性では82.31歳（平成28年82.5歳）となっており、市内他区と比較して短くなっています。
- 一方、令和2年度のがん検診受診率は、市平均と比べて「胃がん」「大腸がん」は上回っていますが、「肺がん」「乳がん」「子宮頸がん」は下回っています。また、令和2年度の港区の特定健康診査受診率は21.1%と市平均の受診率20.6%よりも上回り、全区の中で11番目の受診率となっています。
- 健康の保持・増進のためには、食生活の改善や適度な運動など、健康的な生活習慣を身につけて、生活習慣病を予防したり疾病を早期に発見することが重要です。運動習慣づくりなど健康づくりへの区民の主体的な取組を促すとともに、がん検診・特定健康診査の受診率を上げる必要があります。

男性の死因別割合（港区）

【資料：厚生労働省「人口動態統計」】



女性の死因別割合（港区）



- ・ 地域には、世代や性別、国籍、文化、障がいの有無など、様々な違いや個性をもった人々が暮らしています。お互いのことを知り、それぞれの違いや個性を受け入れて、すべての人が自分らしくいきいきと暮らすことができる地域づくりが求められています。そのためには、L G B T（性の多様性）等の新しい人権課題も含む多様な人権問題について区民全体で課題意識を共有すること、とりわけ人権啓発の担い手づくりや若年層への人権啓発が重要です。
- ・ 近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的な言動、いわゆるヘイトスピーチが各地で行われ社会問題化しており、多様な価値観を認め合う多文化共生の地域づくりを進める必要があります。
- ・ 人権侵害された場合、その救済につなげる人権相談機能の充実が求められています。

【主な施策】

（1）地域福祉の推進

① 地域福祉活動の促進

- ・ だれもが地域で安心して暮らしていけるよう、より身近な地域福祉を各地域の実態に応じて推進するため、全地域で策定された「地域福祉活動計画」に基づく活動が充実するよう港区社会福祉協議会と共に支援します。

② 地域で身近に相談できるしくみづくり

- ・ 虐待や孤立死などの問題が山積する中、各地域に地域見守りコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を配置し、身近なところで相談に応じ、地域のネットワークを活かした見守り体制をつくるとともに、専門機関と連携して必要な福祉制度につなげます。
- ・ 子どもの発達・発育が気がかりな保護者に対する心理的サポートや子どもの発達フォローを行うとともに、保護者どうしで相談や情報交換ができる場を設けるなど、保護者への支援を充実します。

③ 住民同士でサポートできるしくみづくり

- ・ 支援を必要とする人の身近なところで、相談に加えて見守り活動、緊急時の一時的な援助が行えるよう、地域における支援のネットワークを拡充します。支援の必要な高齢者等の買い物や身の回りのことなどを住民どうしでサポートできるマッチングの仕組みをつくることにより、要支援者の在宅生活を支援します。
- ・ 地域の事業者と連携し、日常業務の中で高齢者等の異変に気づいた時に見守



り相談室やコーディネーターにつなぐなど、地域の見守り体制を充実します。

- ・地域における介護予防活動として100歳体操やサロン活動、ふれあい喫茶などを促進することで、高齢者が役割や生きがいを持って暮らしていくような地域社会づくりを充実します。

④ 認知症支援ネットワークの充実

- ・大阪市では、自ら助けを求めることができず、地域社会から孤立しがちな人を支える仕組みとして、平成27年度から各区社会福祉協議会に「見守り相談室」を設置し、見守りネットワーク強化事業を実施しています。医療・福祉・介護事業者や企業、地域住民等の協力を得て、認知症高齢者等に対する見守りネットワークを構築・充実することで、認知症高齢者等が行方不明になった場合の早期発見・保護につなげます。
- ・認知症初期集中支援チーム（以下「オレンジチーム」という。）では、認知症の早期発見、早期診断、早期対応に向けて、アセスメントや受診勧奨、家族サポート等の初期支援を包括的、集中的に行ってています。また、保健・福祉・医療機関等から構成されるチームで認知症連絡会等の会議を開催し、認知症に係る課題について取り組んでいます。

■成果目標

	平成27年度 実績値	令和2年度 実績値	令和4年度
区民モニターアンケートにおいて「保健福祉や介護に関する相談の場が身近にある」と答えた割合	44.1%	52.3%	60%以上

（2）地域包括ケアシステムの構築

- ・高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の医療・介護の関係機関が連携し、他職種が協働してサービスを一体的に提供できるしくみづくりを推進します。
- ・在宅医療に関する普及・啓発を強化します。

■成果目標

	平成27年度 実績値	令和2年度 実績値	令和4年度
区民モニターアンケートにおいて「在宅での緩和ケア、看取りについて考えていきたいと思う」と答えた割合	48.8%	67.3%	55%以上

(3) セーフティネットの充実

① 高齢者、障がい者、子育て家庭等に対する相談機能の充実

- ・高齢者や障がい者、子育て家庭からの相談に対する、地域包括支援センター、ブランチ、オレンジチーム、障がい者基幹相談支援センター、こどもサポートネット、子ども子育てプラザや子育て支援センター等の専門的相談機能の充実を図ります。各機関は必要に応じて保健福祉センターと連携して支援を行います。
- ・また、増加する児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応に向けて児童福祉関係各機関により構成された要保護児童対策地域協議会で情報を共有し、個別ケースへの的確な対応を図ります。
- ・港区社会福祉協議会の「見守り相談室」に福祉専門職を設置することで、積極的なアウトリーチと適切な支援を行い、孤立死等の発生を防止します。

② 複合化する福祉課題への対応力の強化

- ・保健、福祉、医療等の相談支援機関が参画する連絡会議（みなまるネット：港区地域包括支援センター、港区南部地域包括支援センター、みなとオレンジチーム、見守り相談室、港区障がい者基幹相談支援センター、くらしのサポートコーナー及び区役所で構成）等において、情報共有や意見交換、連携のための協議や困難事例等の個別ケース検討等を行うことで、関係機関の相談機能・支援機能の充実を図ります。
- ・平成28年度に実施した「大阪市子どもの生活に関する実態調査」の結果から相対的困窮度の高い世帯は、子育て・教育・福祉・健康・就労などの複合的な課題を抱えていることが明らかになったため、学校生活や家庭訪問等を通じて学校が発見した、子どもと子育て世帯における諸課題を、区役所（保健福祉センター）の福祉制度や地域による支援などにつなぎます（「大阪市こどもサポートネット」）。
- ・福祉・介護・医療・教育等の関係機関の連携による「ヤングケアラー」の早期発見とこどもらしい生活が送れるための支援や対策に取り組みます。
- ・複合的な課題や制度の狭間にある課題等を有する者及び世帯に対し、支援関係機関や地域住民等の連携により課題の解決に資する支援が包括的に提供されるよう、相談支援体制の充実を図るため「総合的な相談支援体制の充実事業」を実施します。
- ・生活全般における困りごとの総合的な相談窓口として、平成27年4月から「くらしのサポートコーナー」を保健福祉センターに開設しています。他の相談機関や各種団体、関係機関と連携して、個々の相談者に応じた支援プランを策定するとともに、事例共有や意見交換を行うことで身近な相談窓口と

しての機能向上を図り、生活保護受給に至る前の段階での自立に向けた支援を強化します。

(4) 健康寿命の延伸

① 健康づくりに向けた意識啓発と担い手づくり

- ・健康づくりについての情報や学習機会を提供し、普及・啓発に努めます。
- ・生活習慣病を予防するため、対象者一人ひとりに応じた食生活の改善や適度な運動など健康的な生活習慣についての指導を行い、健康寿命を延ばします。
- ・区内の企業や団体、グループ、関係機関などと連携し、毎年11月を港区健康月間として、多彩なイベントや講座などを開催し、幅広い区民の参加を促すことで、区民の主体的な運動習慣や健康づくりのきっかけを提供します。
- ・ウォーキングなど気軽に実践できるスポーツの普及を促進するとともに、生活の身近なところで介護予防のための運動や体操が行える機会を増やします。



② がん検診や特定健康診査の受診率の向上

- ・港区は24区の中でも、平均寿命・健康寿命が短い一方で、がん検診や特定健康診査の受診率が低くなっています。健康寿命の延伸に向けて、疾病の早期発見につながるよう、がん検診や特定健康診査を受診しやすい環境を整備し、受診率の向上をめざします。

■成果目標

	実績値	令和2年度 実績値	令和4年度
区民モニターアンケートにおいて、週2日程度以上運動を行っていると答えた割合	平成27年度 42.0%	49.5%	75%以上
がん検診（胃がん）の受診率	平成26年度 3.9%	4.6%	6.0%以上
特定健康診査の受診率	平成26年度 17.2%	21.1%	21.6%以上

(5) 多様性を尊重しあう共生社会づくりの推進

① さまざまな人権課題に関する啓発・相談

- ・世代や性別、国籍、文化、障がいの有無などの違いを認め合い、個性と能力が發揮できる社会をめざすとともに、L G B T（性の多様性）等、新しい人権課題についての啓発に取り組むため、多様な学習機会を提供し、人権意識の普及・向上を図ります。
- ・地域や企業等と連携し、さまざまな人権課題についての啓発を進めます。
- ・身近な相談窓口として、関係機関と連携して問題の解決に導く区役所の相談機能を高めます。
- ・外国にルーツをもつ人々と区民が交流する場を提供するなど、多文化共生の地域社会づくりを進めます。



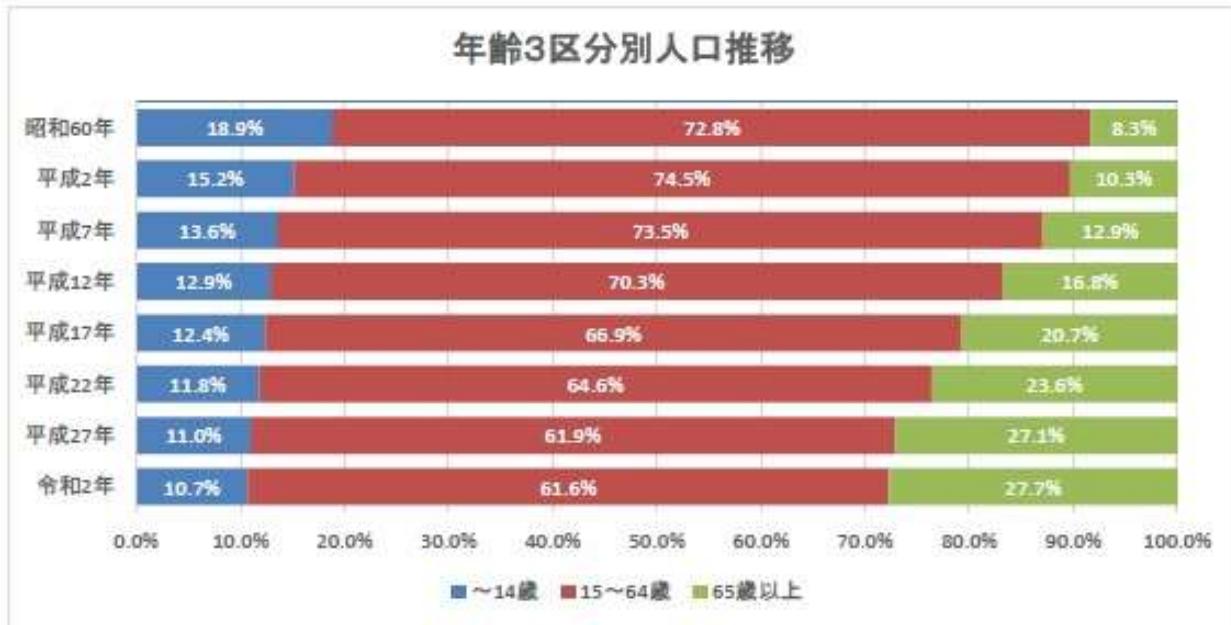
■成果目標

	平成 30 年度 (実績値)	令和元年度 (実績値)	令和 2 年度 (実績値)	令和 3 年度	令和 4 年度
区民モニターアンケートにおいて、「一人ひとりの人権が尊重されているまちである」と答えた割合	30.7%	39.0%	44.7%	45.7%	45.7%

4 「子どもの学び」と「子育て世代」を応援するまちづくり

【現状と課題】

- ・新しい時代を担う子どもたちが未来に希望を持ち、夢にチャレンジすることができるよう、豊かな人間性や確かな学力、生きる力を育むことが重要です。
- ・しかしながら、少子化や核家族化が進み人間関係が希薄化することによる家庭や地域における教育力の低下、いじめや不登校などの問題の深刻化、少年非行・犯罪の低年齢化、子どもの貧困率の増加など、子どもや子育てを取り巻く環境は厳しくなっています。
- ・子どもの学びについて、「全国学力・学習状況調査」及び「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の大阪市平均は、いずれも全国平均より低い状況です。学校・家庭・地域が連携して、子どもたちが自ら学び、考え、表現し、課題を解決できる力を育むとともに、教師が学習指導に本来の力を注ぐことができる環境づくりが求められています。
- ・分権型教育行政を推進し、保護者や地域住民の学校教育への参加を促進し、その意向や地域の実情を学校運営に一層反映させるとともに、保護者・地域住民、校長等の多様な意見・ニーズをくみ取り、学校園だけでは解決できない横断的な課題への対応について学校を支援することが必要です。また、学校等で子どもの学びを支援するボランティアの確保も必要です。
- ・区内の11小学校のうち4校は、今後しばらくは、全学年単学級になる見込みであり適正配置の対象となっています。児童の教育環境の改善のため、学校の規模と配置の適正化の検討が必要です。
- ・区内では子育てを支援する団体やグループの活動が活発です。子育て世代が魅力を感じるまちづくりのために、これらの団体と連携・協働しながら、子育てしやすい環境づくりを進めます。また、精神的・経済的な負担の大きいひとり親家庭については、就労支援や生活支援をあわせて行う必要があります。



資料：総務省「国勢調査」

【主な施策】

(1) 「子どもの学び」の応援

① 分権型教育行政の推進

- ・分権型教育行政を推進し、行政・地域が連携し、学校園だけでは解決できない課題への対応についてサポートします。

② 子どもの学力・体力の向上

- ・学校園と連携し、区の特性や強みを活かして、子どもの学力・体力の向上や国際協力などの観点も取り入れた特色ある学校づくりを支援します。
- ・家庭学習を促進するため、学校・PTA・地域等と連携するとともに、塾代助成事業などを活用して、学校教育以外の学習の場への児童生徒の参加を促進します。
- ・子どもたちの豊かな社会性を育むため、商店街や企業等と連携して、子どもたちが体験学習や職業体験できる機会を充実します。
- ・豊かな情操や学ぶ力を育むため、ボランティア団体等と連携し、絵本に親しむ機会を拡充するなど、子どもの読書活動を促進します。
- ・外遊び、スポーツ、野外活動など五感を使った体験活動の機会を提供することで、子どもの生きる力を育みます。



絵本ひろばの様子

③ 子どもの教育環境の向上

- ・ 福祉的課題をかかえる児童生徒やその家庭に対して、スクールソーシャルワーカーや臨床心理士による巡回・派遣等による教育相談等を実施し、学校園と協働して支援します。
- ・ 学校教育、家庭教育に関するボランティア活動を支援するとともに、ボランティア人材の確保に取り組みます。
- ・ 学校や地域などと協働し、子どもの安全確保や健全育成に取り組みます。

■成果目標

区内の小学校・中学校において、全国学力・学習状況調査の「授業時間以外の1日あたりの勉強時間」が「30分より少ない」、「全くしない」と答えた児童・生徒の割合の平成27年度から平成30年度までの平均に比べ、令和4年度にはそれぞれ3%以上改善された小中学校：11校以上。

※ 指標として用いるものを明確にする一方、大阪市教育委員会では、全国学力・学習状況調査の結果については、調査参加学年が単学級の場合、調査結果等を公表しないことができるものとされていることから、各校の現状の公表はいたしません。

(2) 「子育て世代」の応援

① 低年齢児の保育所入所枠の確保

- ・ 関係局と連携して低年齢児の保育所入所枠を確保するため「小規模保育事業」を実施するなど、待機児童ゼロをめざします。
- ・ 子育て世帯が保育所等の地域子育て支援事業を円滑に利用できるように利用者支援専門員が区の相談窓口や子育て支援機関へのアウトリーチ等により積極的に情報提供を行います。

② 多様な保育サービスの充実

- ・ 「病児保育」をはじめとする多様な保育サービスを充実します。

③ 気軽に子育ての相談ができる環境の整備

- ・ 子育てサロンを運営する主任児童委員や、子ども子育てプラザ、子育て支援センター等の子育て支援機関の連携を強化し、身近な地域で相談や支援を受けられる環境を整備することで、子育ての負担や不安を軽減します。

- ・ ひとり親家庭について、子育てと就業を両立して自立した生活が営むことができるよう、ひとり親家庭サポーターがハローワーク



すくすく赤ちゃん離乳食講習会の様子

一ヶ等の関係機関と連携したきめ細かな就業相談や子育て・生活支援、離婚前相談支援のほか養育費確保のサポートなどのひとり親家庭の総合的な支援を行います。

④ 子育て支援・子ども関係情報の発信

- ・子育て支援団体やグループ、関係機関等と連携して区内の多様な子育て支援・子ども関係情報をとりまとめ、わかりやすく積極的に発信します。

■成果目標

	平成 27 年度 実績値	平成 28 年度 ()は実績値	平成 29 年度 ()は実績値	平成 30 年度 ()は実績値	令和元年度 ()は実績値	令和 2 年度 ()は実績値	令和 3 年度 ()は実績値	令和 4 年度
待機児童の数	2人	0人 (5人)	0人 (1人)	0人 (3人)	0人 (5人)	0人 (5人)	0人 (6人)	0人

	平成 27 年度 実績値	平成 28 年度 ()は実績値	平成 29 年度 ()は実績値	平成 30 年度 ()は実績値	令和元年度 ()は実績値	令和 2 年度 ()は実績値	令和 3 年度	令和 4 年度
区民モニターアンケートにおいて「子育てしやすい」と答えた割合	40.8%	60% (43.5%)	60% (51.4%)	60% (57.7%)	60% (61.5%)	60% (56.8%)	62%	62%

5 訪れたい魅力と活気あふれるまちづくり

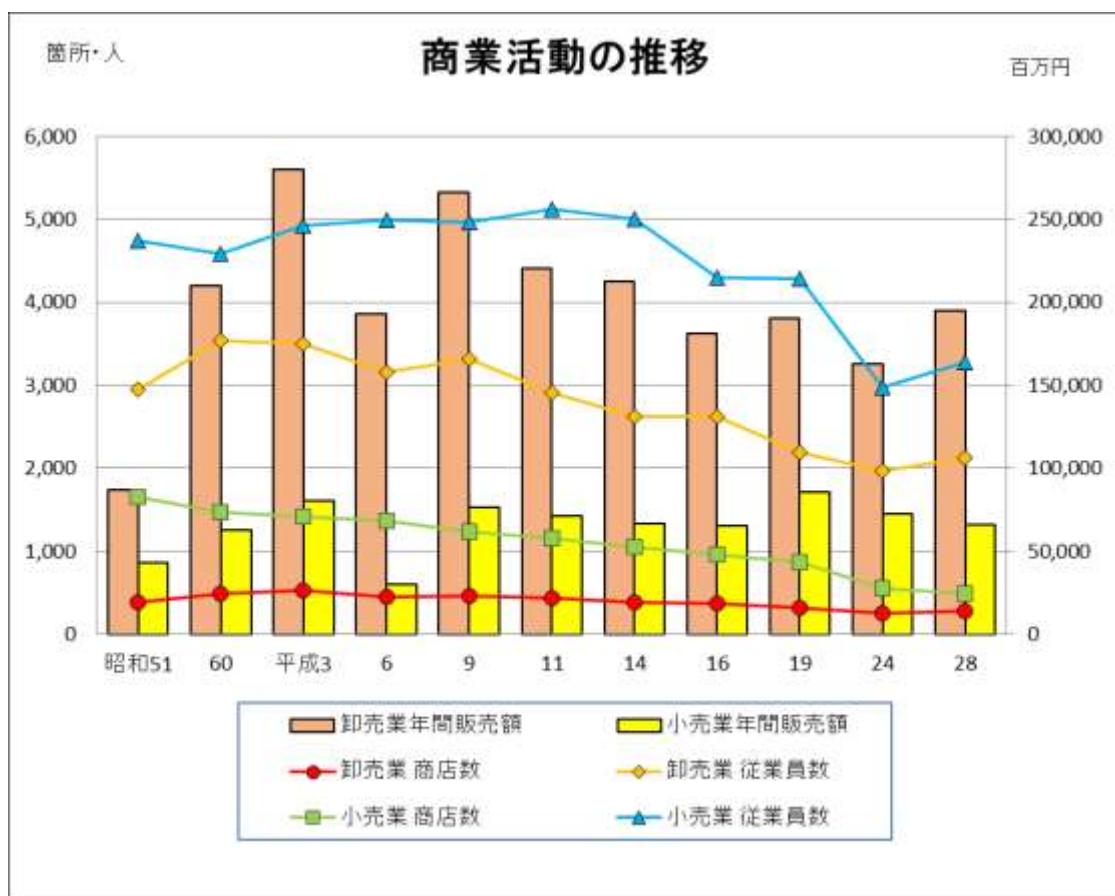
【現状と課題】

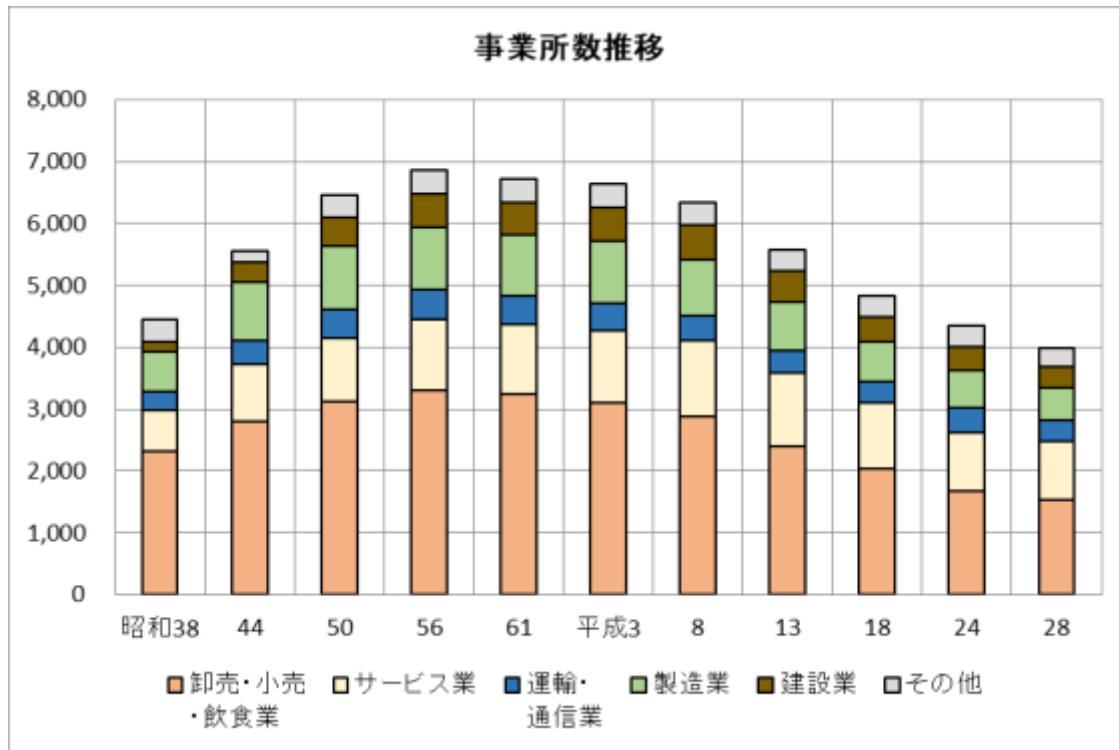
- ・港区は、交通の利便性が高く、豊かな歴史に育まれた多彩な文化・観光資源に恵まれています。また、住民どうしのつながりも強く、地域活動が活発で豊かな地域コミュニティが形成されています。これらの「港区の魅力」を積極的に発信することで、居住人口を増やし、区内における消費行動を促し、まちの活性化を図る必要があります。
- ・港区は、卸売・小売業の事業所や飲食店が多く、比較的商業が盛んなまちですが、その事業所数や販売額は減少傾向にあります。また以前は、準工業地域にものづくり企業が多く立地していましたが、近年、マンションや住宅建設が進む中、住工混在地域が増え操業環境の変化が見られます。
- ・区内では地域や企業等と連携したにぎわいイベントや地域資源を活かした商品づくりなど、地域や事業者が主体となって個性あるさまざまな取組が行われています。

- ・ 港区の魅力ある地域資源を広く周知、活用しながら、地域、商店、企業等の様々な主体が連携協働する機会の提供を行い、ビジネスチャンスにつなげることで、地域の活性化を図る必要があります。
- ・ 築港地区は、海遊館などの大規模な集客施設のほか、歴史・文化などの観光資源が豊富に存在します。今後はこうした豊富な観光資源を活かした観光施策の取組に連携して、まちづくりの視点からより一層地域のにぎわいの創出や地域の活性化をめざす必要があります。
- ・ 区内には、市岡商業高校跡地、弁天埠頭など、まちづくりに活用できる資源、資産があります。今後の中長期的な方向性を踏まえて、これらの資源・資産の活用策等について検討し具体化していく必要があります。



天保山岸壁に着岸する外国客船





資料：平成18年以前は「事業所統計調査」、平成24・28年は「経済センサス」

【主な施策】

(1) 地域資源を活かしたまちの活性化

① 商工業者へのビジネス機会の提供

- 企業や商店などの事業者に対してビジネス支援情報を提供するとともに、事業者同士の出会いの場の提供やマッチングをサポートすることにより、ビジネス機会の創出につながる支援を行います。

② 地域や事業者等と連携した取組の支援

- 区役所が持つネットワークや情報発信力を活用して、地域や区内外の事業者等と連携し、港区の魅力ある資源を活かしたものづくり企業や商店街等による取組を支援します。③次世代人材育成への支援
- 区内小学生と企業が社会課題を解決する商品を一緒に開発するなどの取組を通して次世代を担う人材の育成への取組を支援します。



繁栄ワイワイ市場（繁栄商店街）

(2) まちの魅力の発信

① 港区の魅力発掘・創出・発信

- 特色やオンリーワンの技術を持つ企業や商店、活発な地域活動の紹介など区内の魅力ある「ヒト・モノ・コト」を紹介し、まち魅力の発信を強化します。
- 港区の地域資源をモチーフにして開発されたオリジナルな商品やイベントである

「みなトクモン」を積極的に広報・周知することにより、港区の魅力を広く発信するとともに、区民のわがまちへの誇りと愛着の醸成をめざします。

② 港区に住む魅力の発信

- 豊かな歴史・文化資産や発掘・創出した「港区の魅力」など、港区に住む魅力を、広報紙・ホームページ・SNSなどを活用して積極的に発信します。

■成果目標

	平成27年度 実績値	令和2年度 実績値	令和4年度
区民モニターアンケートにおいて、事業者等が連携してイベントや個性ある取組を行うことでの活性化につながっていると感じると回答した割合	—	47.2%	60%以上

(3) まちづくり計画によるにぎわいづくり

① 築港・天保山まちづくり計画の推進

- クルーズ客船の母港化など集客観光拠点の形成に向けた取組に連携して、まちづくりの視点から築港エリアのにぎわいの創出や活性化をめざします。
- 地域ベースの主体的なイベントや魅力発信の取組など、自主財源を確保しながら自立的に継続して行えるよう支援します。
- 赤レンガ倉庫横広場や中央突堤周辺の臨港緑地、山公園の活用等により、集客力や回遊性を高め、ア全体の活性化をめざします。
- 観光情報とあわせて、イベントも含めたまち魅力報をきめ細かく積極的に発信します。
- 居住、観光、港湾物流という機能が共存するエリアの特性を踏まえた調査・検討を行い、観光施策や港湾計画・都市計画等を関連させて、民間活力の積極的な活用などによる総合的なまちづくり計画として平成29年度に「築港・天保山まちづくり計画」を策定しました。



ダイヤモンドポイント

② 港区エリア別活性化プランの推進（別紙 P37～38 参照）

- 令和3年度には、東部（弁天町駅周辺）、中部（朝潮橋駅周辺）、西部（大阪港駅周辺）の3エリアに区分した「港区エリア別活性化プラン」を策定し、各エリアの特性に応じた中長期的なまちづくりを推進して、区全体のにぎわい創出を図っていきます。（西部エリアでは引き続き①の築港・天保山まちづくり計画を推進）

■成果目標

	令和元年度 実績値		令和4年度
区民モニター調査において、港区の3エリア（東部・中部・西部）に魅力を感じると回答した割合	71.5%		80%以上

- 区内を東部（弁天町駅周辺）、中部（朝潮橋駅周辺）及び西部（大阪港駅周辺）の3エリアに区分し、各エリアの取組みの基本方針を次のとおり設定しました。
- これにより、エリアごとの具体的な取り組みにつなげるとともに、エリア間連携を推進することにより港区全体の活性化をめざします。

港区全体のまちづくりの方向性

- 方向性① 湾岸部と都心部・府外をつなぐターミナルとして、新たな価値や面白さを創造し再発見するまちづくり
- 方向性② 水辺の特性や公園などのポテンシャルを活かした快適で災害にも強い居住環境を創出するまちづくり
- 方向性③ 多様な関係者との公・民・地域連携による創業・継続のしやすいまちづくり

東部エリア取組み基本方針

- 基本方針① 都心と湾岸をつなぐ交通結節点としての立地を最大限に活かした都市機能の強化とにぎわい・魅力を創出する
- 基本方針② 都市居住のもつ利便性の高さと良好な地域コミュニティをベースとした災害に強い安全・安心が確保されたまちづくりを推進する

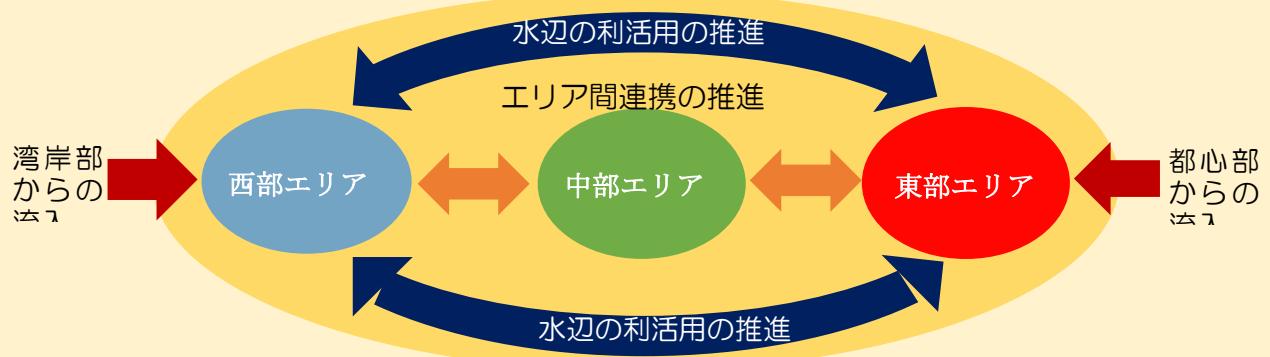
中部エリア取組み基本方針

- 基本方針① ハ幡屋公園を中心としたエリアの魅力づくりと商店街等の活性化の取組みとの相乗効果により、エリア全体のリ・ブランディングを推進する
- 基本方針② 若い世代や子育て層が魅力を感じ定住する流れを生み出し、人口増加につながるまちづくりを推進する

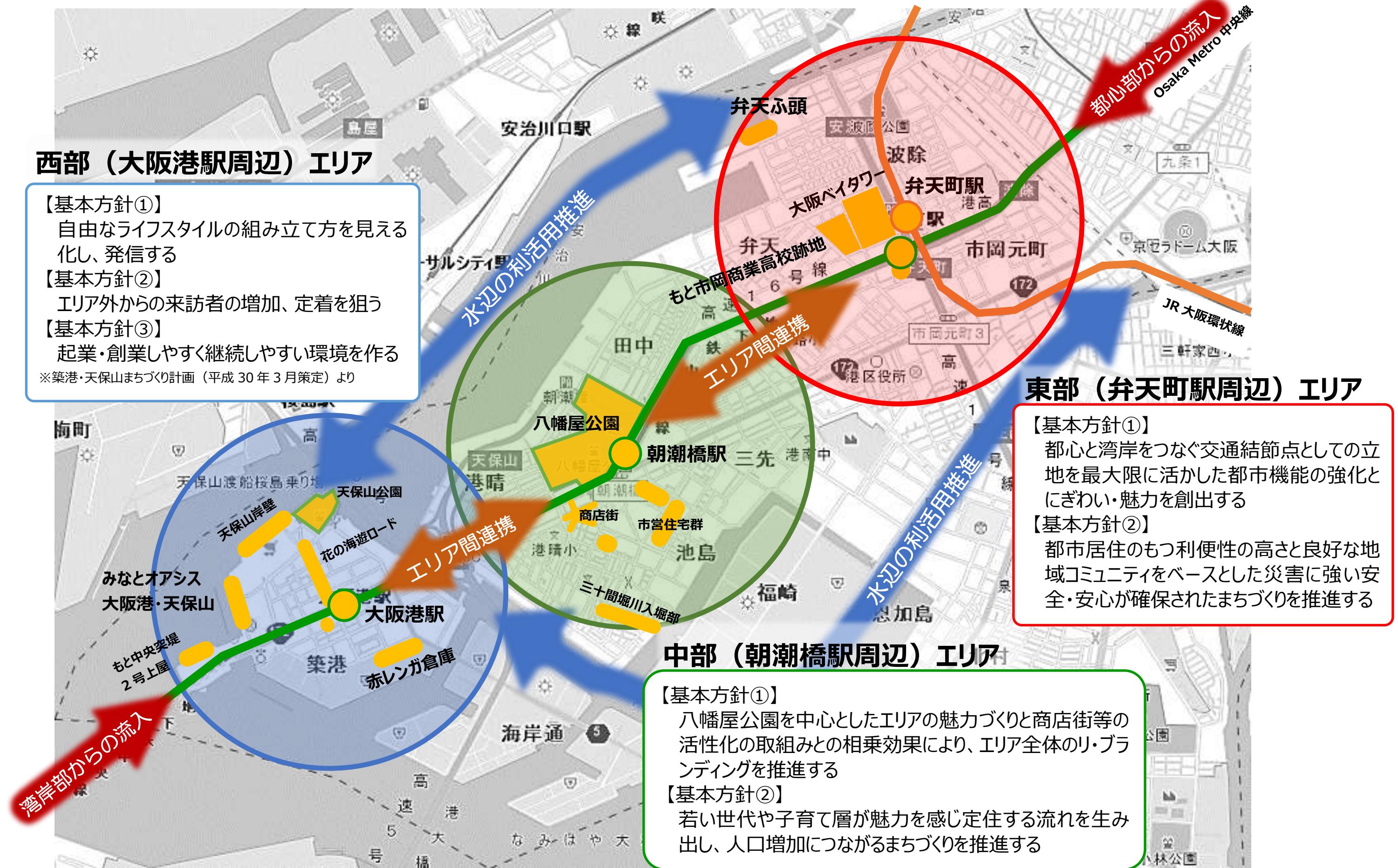
西部エリア取組み基本方針

- 基本方針① 自由なライフスタイルの組み立て方を見える化し、発信する
- 基本方針② エリア外からの来訪者の増加、定着を狙う
- 基本方針③ 起業・創業しやすく継続しやすい環境を作る
※築港・天保山まちづくり計画（平成30年3月策定）より

エリア間連携による港区全体の活性化イメージ



港区の3エリアの取組み基本方針とエリア間連携のイメージ図



(4) まちづくりに向けた行政資産等の活用

① 遊休地や資産の活用

- これからまちづくりの方向性を踏まえ、市岡商業高校跡地、弁天埠頭など、区内の遊休地や資産の活用について、関係局と連携して活用策等の検討を進めます。

■成果目標

	平成 27 年度 実績値	令和元年度 実績値	令和 4 年度
区民モニター調査において、各々の資源・資産の具体的な活用策について「区民の意見が反映されている」と答えた割合	23.8%	17.6%	60%以上

第5章 区民の意見を反映した区政運営

【現状と課題】

- ・区役所がまちづくりを総合的に担うという市政改革のもと、港区においても、区民の意見・要望やニーズを適切に把握し、区の実情や特性に即した施策・事業を実施するとともに、その成果について区民の評価を受けて必要な見直しを行っています。
- ・また、窓口サービスなど様々な行政サービスを的確迅速に提供するとともに、日常生活に関する相談や要望を総合的に受け付け、解決に導くための機能を備える、総合行政の窓口としての機能の充実をめざしています。
- ・多様な区民の意見、ニーズの把握と区政運営への反映に努めていますが、「区役所が、様々な意見や要望を聞き、区政の運営に反映するよう努めている」と答えた区民の割合は平成27年度で35.2%（令和元年度は、50.7%）となっており、区役所による区民意見等の把握と区政への反映が十分と感じている区民の割合は高くありません。
- ・そのため、今後より一層、多様な区民の意見・ニーズの的確な把握に努め、区内の実情や特性に即した施策・事業を総合的に展開し、その取組や成果について積極的に発信するとともに、区民の信頼・満足・納得を得ることができる区役所づくりを進める必要があります。

【主な施策】

(1) 多様な区民の意見・ニーズの的確な把握

① 多様な区民の意見やニーズの的確な把握

- ・区政に関する多様な区民の意見・要望について、区民モニターアンケート、市民の声、みなと改善箱やツイッターなどにより的確に把握するとともに、適切かつ迅速に対応します。

② 地域の課題やニーズの把握

- ・地域活動協議会において話し合われる課題等を適宜把握し、地域の課題やニーズを共有します。

■成果目標

	平成27年度 実績値	令和2年度 実績値	令和4年度
市民局実施の区民アンケートにおいて、日常生活に関する相談や要望を行った際、区役所は区民に身近な窓口として適切に対応したと感じたと回答した割合	70.5%	74.7%	80%以上

(2) 区民の参画と協働による区政運営

① 区民の意見・評価を区政に反映

- ・ 区政会議などを通じて、企画・計画段階から区民の意見・ニーズを把握し、施策・事業に反映するとともに、区民の評価を踏まえて施策・事業を見直します。
- ・ 分権型教育行政を推進し、保護者や地域住民の学校教育への参加を促進し、その意向や地域の実情を学校運営に反映させるとともに、保護者・地域住民、校長等の多様な意見・ニーズをくみ取り、学校だけでは解決できない横断的な課題に取り組みます。

② 区の事業等への企画段階からの区民参画

- ・ 区で実施するイベントや事業などについて、企画・計画段階から区民の参画を促進し、協働して取り組みます。

■成果目標

	平成27年度 実績値	令和2年度 実績値	令和4年度
区民モニター調査において、区民の意見や要望を聞き、区政の運営に反映するように努めていると感じていると回答した割合	35.2%	36.2%	60%以上

	平成27年度 実績値	令和2年度 実績値	令和4年度
区民モニター調査において、区役所が、様々な取組（施策・事業・イベントなど）について、企画・計画段階から、区民の参画や協働を得るように努めていると思うと回答した割合	31.1%	36.2%	60%以上

	平成27年度 実績値	令和2年度 実績値	令和4年度
区民モニター調査において、区役所が、様々な取組（施策・事業・イベントなど）について、それらの終了後に意見を聞くなど区民からの評価を受けて、区政の運営の改善につなげるよう努めていると思うと回答した割合	24.0%	27.5%	60%以上

(3) 区政情報の積極的な発信

① 地域の実情や特性に即した取組や成果を積極的に発信

- ・ 地域の実情や特性に即した施策や事業について、その取組内容や成果などの情報を広報紙やホームページ、ツイッターなどで積極的に発信します。

② 暮らしに必要な情報の発信

- ・ 子育て支援や防災・防犯・福祉など暮らしに必要な情報を、必要とする人に確実に届けます。

■成果目標

	平成27年度 実績値	令和2年度 実績値	令和4年度
市民局実施の区民アンケートにおいて、区の様々な取組（施策、事業、イベントなど）について行っている情報発信は必要な情報が届いていると回答した割合	31.7%	43.0%	60%以上

(4) 区民が利用しやすく、信頼される区役所づくり

① 総合窓口機能の充実

- ・ 区民が抱える様々な課題に対して、その内容に応じて関係部署と連携し、責任をもって対応するなど、区民に身近な総合行政の拠点として区民から信頼される区役所をめざします。

② 区民が納得できる効率的な業務運営と窓口サービスの向上

- ・ 業務プロセスの改善などにより、効果的・効率的な業務に努め、区民に納得していただけるよう取り組みます。
- ・ 区民が快適で利用しやすい区役所となるよう、庁舎案内の改善や窓口サービスの向上を図ります。
- ・ 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の趣旨に基づいた適切な対応を行います。

■成果目標

	平成27年度 実績値	令和2年度 実績値	令和4年度
区役所来庁者に対する窓口サービスに係る民間事業者の覆面調査員による調査（5点満点）での点数	3.4点	4.1点	3.5点以上

